

郡上高等学校 非常変災時における対応について

1 非常変災時とは

特別警報・暴風警報・大雨警報・洪水警報・大雪警報など全ての警報が対象です。

2 登校に関して

(1) 自宅待機について

- ① 生徒が登校する以前に、警報が学校所在地(郡上市)に発表されている場合は、自宅待機とします。
- ② 居住地や通学路に警報が発表されている場合は、該当生徒は自宅待機とします。
- ③ 警報が発表されていなくても、学校の判断で自宅待機とすることがあります。この時は、メール配信等で連絡します。

(2) 授業開始及び授業中止の基準について

- ① 午前6時00分までに警報が解除された場合は、平常通り授業を実施します。※1
 - ② 午前6時00分以降に警報が解除された場合は、生徒は自宅待機とします。 ※2
- ※1 道路、橋の損壊などで危険な場合や、交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合等には自宅待機とします。この時は、必ず学校に連絡をして下さい。(この場合は、出席停止扱いになります。)
- ※2 可能な範囲でオンライン授業を実施します。ただし、家屋周辺の状況に対応することを優先してください。

(3) 登校中に警報が発表された場合

- ① 警報の発表を確認したら安全を確保し、自宅・学校に移動し待機してください。
- ② 学校以外で待機する場合は、必ず学校に連絡をして下さい。

3 下校に関して

(1) 警報発表が予想される場合

- ① 警報発表があらかじめ予想される場合は、学校待機を原則としますが、安全に帰宅できると判断される状況であれば、授業を中断し帰宅させることがあります。

(2) 警報発表中

- ① 警報発表中は原則として学校待機とします。
- ② 警報発表中においても、安全が確保され、保護者や保護者が認める親族が直接学校に迎えに来られた場合など、学校長の判断で帰宅させることがあります。

(3) 警報解除後

- ① 警報解除後は、交通機関、道路及び生徒の居住地域等の安全を確認のうえ、学校長が判断し、生徒を帰宅させます。
- ② 安全が確認されない場合は学校待機とし、帰宅させる場合は保護者への引渡しを原則とします。
- ③ 警報解除後に帰宅させる際には保護者・生徒にメール配信し、このメールに対する返信にて帰宅確認を行ないます。

4 保護者への連絡について

(1) 警報発表中及び警報発表が予想される場合の対応については、本校のメール配信システム「すぐーる」にて各保護者に連絡します。

- ① 「すぐーる」に登録していない場合は、至急登録をお願いします。
- ② 「すぐーる」による連絡ができない場合は、担任より電話で連絡します。ただし、状況により連絡が取れない場合もあります。本文書の2、3を基本として安全確保を優先した判断をお願いします。
- ③ 警報発表が予想される場合は、学校に対策本部を設置します。 TEL 0575-65-3178(代表)

5 土日祝祭日の部活動等の対応

- ・原則として上記と同様の対応とします。